

総代の皆様へ

2025年1月20日付けで総代の皆様へ送付された匿名による「農林水産省職員生活協同組合総代有志一同」の文書については、皆様にご迷惑をおかけしていることに対しお詫び申し上げます。

筑波事務室、筑波総合売店の状況については、議案書補足資料に経営状況等を記載しておりますが、筑波事務室、筑波総合売店については、2018年より継続的な損失が生じ、収入源である保険手数料も毎年400万円減少し、2023年度決算における当期剰余金は5万円と厳しい状況となりました。

このため、8月21日の三役会議、9月13日の筑波部会、9月18日の三役会議の審議を経て9月26日の理事会において、これ以上損失金を出すことは今後の農林生協の運営に影響が出ることから、経営判断としてやむなく事業縮小のため今年度末の閉店を決定したところです。

10月からの出店業者、入居官署との調整、12月の茨城・筑波地区総代、連絡員、組合員説明を行いこの度、臨時総代会の開催を行うものであります。

また、事業経費を超える売上げが見込めない筑波総合売店の閉店は経営判断としてやむを得ないと考えておりますが、基幹事業である全国の組合員に対する保険事業、指定店事業、共同購入や本省総合売店及び筑波地区の一部の農研機構管理部への物資供給（弁当等）については変更なく継続してまいります。

投書に関する当生協の見解

1. 常設店の追い出しについて（常設店：塚本クリーニング、青果店：田納菜園）

2024年10月に常設店（田納菜園）に対し筑波総合売店の閉店について喜多専務理事から報告したところ、田納菜園より元々売上げが減少しており閉店を検討していたとの申し出があり、10月21日付で12月20日の閉店する旨の解約申出書の提出があり、このことについては双方合意のうえ適切に処理しております。

2. 専務理事の報酬について

総代会において専務理事の報酬は総額600万円と決定されております。

喜多専務理事は2023年4月17日付で農林生協嘱託職員（年俸360万円）として採用され、同年6月14日の第65回通常総代会で専務理事に選出されていることから、報酬を引き上げているということではありません。

3. 総代会決議と定款の違反、監事の判断について

これまでの一連の手続きは所管省庁である厚労省生協業務室からも瑕疵はないと判断されており、監事もこの判断に基づき理事会に対し臨時総代会の開催を指示しています。

4. 生協の経営不振、本省売店の閉店や生協の解散について

茨城・筑波地区総代、連絡員、組合員説明会において、組合員からの問いに対して、収支の状況によっては本省総合売店の閉店や生協の解散を視野に入れないと回答したものです。